| | | |
|---|---|---|
| | | 第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一並びに第八十八条の十一第一項 |
| ［略］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

**第十七条**　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （損益計算書に関する注記）<br>**第六十三条**　損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。<br>一　［略］<br>二　資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用<br>［三～六　略］ | （損益計算書に関する注記）<br>**第六十三条**　［同上］<br>一　［同上］<br>二　資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用<br>［三～六　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

**第十八条**　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （認定の申請書の添付書類）<br>**第二十二条**　令第十八条の四の十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。<br>［一～五　略］<br>六　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十六第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面<br>七　［略］<br>（苦情の解決又はあっせんの業務等）<br>**第三十条**　令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。<br>２　令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。<br>（対象事業者）<br>**第三十一条**　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十七第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。 | （認定の申請書の添付書類）<br>**第二十二条**　令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。<br>［一～五　同上］<br>六　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面<br>七　［同上］<br>（苦情の解決又はあっせんの業務等）<br>**第三十条**　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。<br>２　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。<br>（対象事業者）<br>**第三十一条**　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十五第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。 |